

第9章 関係地域の範囲

第9章 関係地域の範囲

関係地域の範囲は、本事業によって環境への影響を及ぼすおそれのある地域として、想定される大気質の影響範囲とし、表9-1及び図9-1に示す地域とする。

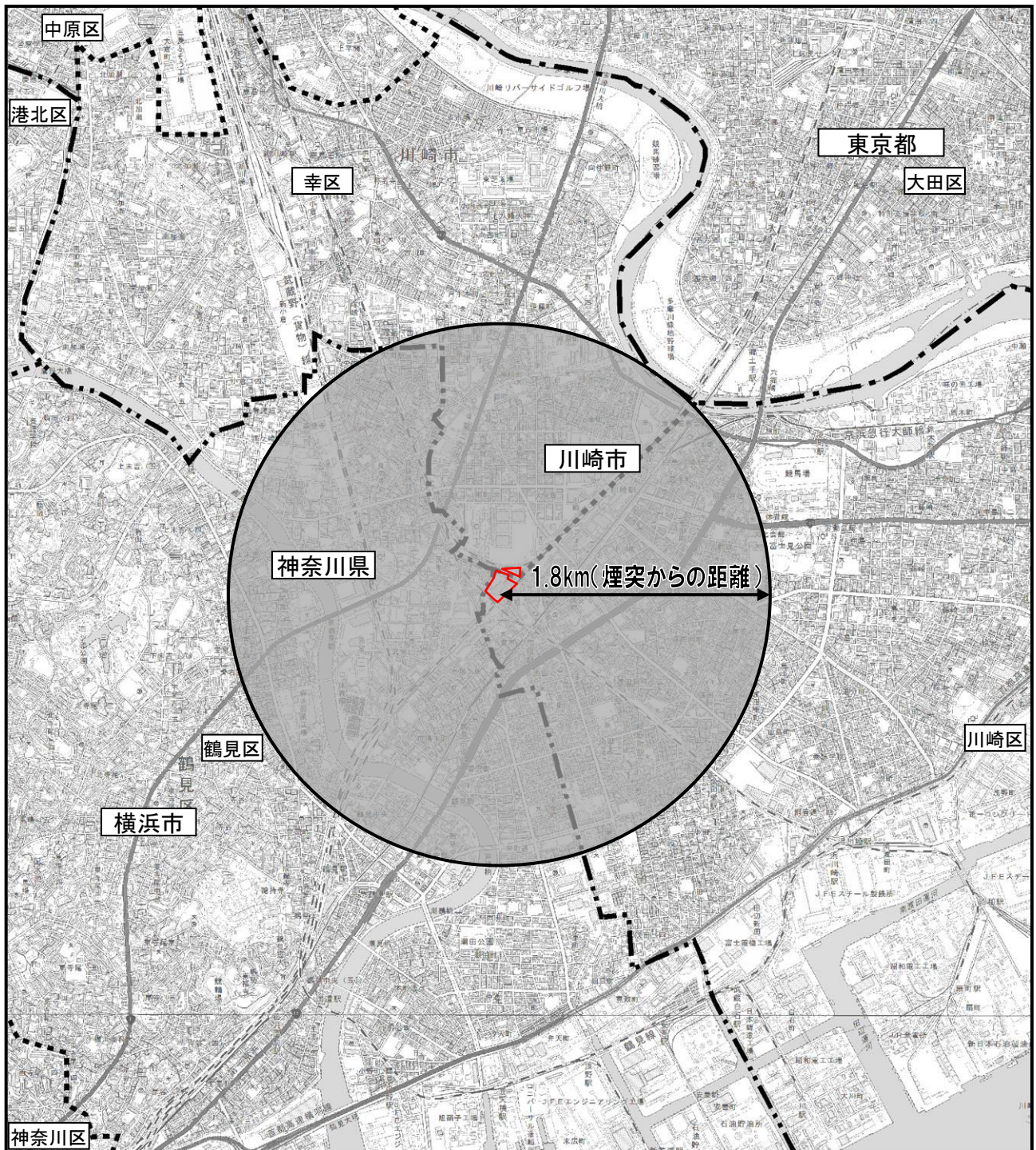
影響を及ぼすおそれのある地域とした範囲は、以下の根拠に基づき設定した。

- ・排ガスの排出による大気質の影響が考えられる計画地から約1.8km範囲^{※1}の川崎市域及び横浜市域

表9-1 関係地域の範囲

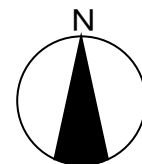
市名	区名
川崎市	計画地のある川崎区、幸区の一部
横浜市	鶴見区の一部

^{※1}排ガスの排出による大気質の影響については、同規模施設（橋処理センター）の事例において、想定される排ガスの排出による大気質長期予測の最大着地濃度出現距離が煙突から約0.9kmであったことから、その2倍の範囲とした。



凡 例

- 計画地
- 関係地域
- - - 県境
- · · 市境
- · · · 区境



1 : 40,000



図9-1 関係地域範囲図